

[事案 2022-129] 新契約無効請求

・令和5年2月14日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成24年10月に契約した養老保険（被保険者は子）について、以下等の理由により、契約を無効とし、既払込保険料と解約返戻金の差額を返還してほしい。

- (1)以前加入していた保険契約（契約者と被保険者が同一）の満期後に、募集人から相続税の非課税枠が利用できると誤った説明を受け、勧められるままに本契約に署名捺印したが、契約者と被保険者が別で、相続税の非課税枠が利用できない保険商品だった。
- (2)同じ目的で加入した配偶者の契約は合意解除となった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本契約は、契約者と被保険者が別であり相続税対策にはならないため、募集人が申立人の主張するような説明をすることはない。
- (2)申立人配偶者の契約は、本件とは異なる事情があったため合意解除したが、本契約を合意解除すべき理由はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および申立人子、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。